



^{60th} JAPAN GOLF FAIR 2026

出展に関する重要事項説明書

本書は、JGF2026出展についての契約内容や、契約に関わる規定、日程等の重要事項を纏めてあります。出展を検討される場合は必ず内容をご確認ください。なお、出展社の皆様に事前に連絡の上、内容を更新する可能性がありますのでご了承ください。

www.japangolffair.com



一般社団法人 日本ゴルフ用品協会
Japan Golf Goods Association
<http://www.jgga.or.jp>

ジャパンゴルフフェアへの出展に関わる基本事項

1. ジャパンゴルフフェアに出展いただける企業

- ジャパンゴルフフェア（JGF）では、ゴルフに直接関わる様々な企業をはじめ、ゴルファーの健康につながる食生活やライフスタイルなどの分野からの出展を頂いています。
- スポーツ文化の視点からは、ゴルフを通しての教育や人間形成などに関わる分野や、ゴルフをテーマとしたアートやゲームなどの出展も頂いています。

2. ジャパンゴルフフェアに出展いただけない企業

- 模倣品等意匠権の侵害の恐れがある商品を扱っている企業
- 分野として出展をお断りすることは有りませんが、JGFにおいて展開される内容について規制もしくは、出展をお断りする場合がございます。

【アルコール飲料関係】

自動車と親和性の高いスポーツのため、車で来場される方が多く、サンプリングなどについて規制します。

【サブスクや入会などの勧誘関係】

勧誘の方法などが社会問題となっていることから、展開内容や来場者の反応などを考慮して、規制や出展をお断りする可能性があります。

- 主催者判断により、社会通念に照らしてJGFへの出展がふさわしく無いと判断される場合は、出展をお断りする場合がございます。

3. 出展申込の確定について

- JGFでは出展申込みの登録を頂いた後、前金もしくは出展料の全額の支払いが確認された時点で、出展の申込みが確定となります。（下記詳細確認）
- 2025年11月10日(月)までの出展申込期間の申込の場合は前金（出展料の30%）の支払い、2025年11月11日(火)以降の申込の場合は、出展料全額の支払いが確認できるまでは、出展申込みは確定となりませんので、ご注意ください。

4. 出展条件などについての確認

- JGFでは出展申込から実施に至るまで、出展社の皆様と様々な情報確認が必要となります。
これは出展企業だけでなく、業務を委託される代理店や施工業者、運営業者にも確認が必要のため、「出展案内」「出展要項」および本書「重要事項説明書」を必ず共有ください。
- 出展申込フォームにおいて「出展条件を確認」をチェックされると、出展条件を了承いただいたものと判断させていただきます。

出展申込方法と関連スケジュール

①「出展申込」のスケジュールは以下のとおりとなります。

9月19日(金)～「試打席オープンタイプ」を利用される申込み(Aタイプ6コマ以上の申込みが必要)企業出展申込受付開始
10月1日(水)～ JGGA会員企業 出展申込、第2会場BtoBコーナー(JGGA会員企業)出展申込受付開始
10月10日(金)～ 一般出展申込、第2会場BtoBコーナー一般出展申込 受付開始
11月10日(月) 出展申込受付終了

②会場レイアウトを速やかに決めるため、出展申込日順に、ネット上でブース位置選択会(12月初旬予定)を行います。

◎「試打席オープンタイプ」を利用される申込み(Aタイプ6コマ以上の申込みが必要)、及び「第2会場BtoBコーナー」申込みについては主催事務局にて配置調整いたします。

※ブース及びオプション施設の配置要望についてはJGGA会員企業を優先いたします。

◎同日、同サイズ申込時のブース位置選択順位の優先順位は以下のとおり。

①JGGA会員企業(出展申込時点) ②前回(JGF2025)出展企業 ③申込み時間

※展示試打タイプのブース位置は主催者により決めさせていただきます。

③新規出展社への出展社説明会の開催の実施。

◆出展説明会の開催について

日程：9月26日(金)

時間：15:00～

内容：希望企業に対し事前募集によりオンラインでの出展説明会の開催

※参加をご希望の場合、運営事務局までお問合せください

1 出展申込方法

先行出展申込

Aタイプ6コマ以上の申込み、且つ「試打席オープンタイプ」を利用される申込みの場合、少し早めの時期より申し込みが可能となります。

●**申込方法**：「専用申込書」の提出による申し込みとなります。※ご希望の場合、運営事務局宛にご連絡ください。

●**ブース配置**：お申し込み後、個別にブース及びオプション施設の配置についてご希望をお伺いし、主催事務局にて配置いたします。
配置のご希望はJGGA会員企業を優先するとともに、極力ご希望に添えるよう、調整させていただきます。

JGGA会員企業出展申込/一般出展申込

●**申込方法**：会社情報登録後、各社「マイページ」内、『出展情報管理』よりご入力いただき確定後、お申し込みとなります。

●**ブース配置**：期間内にお申し込みいただいた後、12月上旬頃、専用ページから「ブース位置選択」を行っていただきます。
○ブース位置選択の順番は「申込み順」とする

○申込集計は1日単位とする。(初日10:00～24:00.以降、0:00～24:00)

○同日、同サイズの申込みが有った場合は、以下の方法で優先順位を設定

①JGGA会員企業(出展申込時点)、②前回(JGF2025)出展企業、③申込み時間

第2会場 BtoBコーナー 出展申込

●**申込方法**：「専用申込書」の提出による申し込みとなります。※ご希望の場合、運営事務局宛にご連絡ください。

●**ブース配置**：お申し込み後、主催事務局にて配置いたします。配置のご希望はJGGA会員企業を優先するとともに、極力ご希望に添えるよう、調整させていただきます。

出展申込方法と関連スケジュール

2 出展申込スケジュール

随 時

「会社情報登録」 受付

- 「出展申込」には必ず「会社情報登録」が必要です
- 過去にご登録されている場合は新たなご登録は不要です
※出展社マイページ上で、いつでも変更が可能です。
- 「会社情報登録」はJGF公式サイトからの手続きとなります
※ PC、スマートフォンより登録可能です(携帯電話からの登録は不可)

9月19日(金)

先行出展申込 受付開始

対象: Aタイプ6コマ以上、且つ試打席オープンタイプ利用企業

- 2025年 9月19日(金)AM10:00より申込受付開始
- 出展申込受付後、請求書を随時発行します
- 「出展申込」をご希望の際、事務局へご連絡ください。専用申込書をお送りいたします。その後、専用申込書に必要事項を記載のうえメールにてお申込み下さい。

10月 1日(水)

JGGA会員企業出展申込 受付開始

対象: JGGA会員企業

- 2025年10月 1日(水)AM10:00より受付開始
 - 出展申込受付後、請求書を随時発行します
 - 「出展申込」はJGF公式サイト各出展社マイページからの手続きとなります。
- ※出展社マイページ作成のため「会社情報登録」が必要です
※PC、スマートフォンより登録可能です(携帯電話からの登録は不可)

第2会場 BtoBコーナー(JGGA会員企業) 出展申込 受付開始

対象: 「第2会場 BtoBコーナー」への出展を希望する JGGA会員企業

- 2025年10月1日(水)AM10:00より受付開始
- 出展申込受付後、請求書を随時発行します
- 「出展申込」をご希望の際、事務局へご連絡下さい。専用申込書をお送りいたします。その後、専用申込書に必要事項を記載のうえメールにてお申込み下さい。

10月10日(金)

一般出展申込 受付開始

対象: 全出展申込企業

- 2025年10月10日(金)AM10:00より受付開始
 - 出展申込受付後、請求書を随時発行します
 - 「出展申込」はJGF公式サイト各出展社ページからの手続きとなります。
- ※出展社ページ作成のため「会社情報登録」が必要です
※PC、スマートフォンより登録可能です(携帯電話からの登録は不可)

第2会場 BtoBコーナー 一般出展申込 受付開始

対象: 「第2会場 BtoBコーナー」への出展を希望する 企業

- 2025年10月10日(金)AM10:00より受付開始
- 出展申込受付後、請求書を随時発行します
- 「出展申込」をご希望の際、事務局へご連絡下さい。専用申込書をお送りいたします。その後、専用申込書に必要事項を記載のうえメールにてお申込み下さい。

11月10日(月)

「出展申込」 受付締切

※出展コマに余裕がある場合は、締切以降も出展申込を受け付けます

出展料支払い方法と関連スケジュール

1 出展料支払い方法

- 出展料金は「日本ゴルフ用品協会」から請求書を発行いたします。
- 出展料金の請求は、**基本的に総額の30%に当る「内金」と、70%の「残金」の2回に分けて発行**いたします。
※JGGA会員企業はご希望により一括でのご請求も可能です。(事務局へご連絡ください)
出展社は、主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに指定の銀行口座にお振込みいただきます。
- この際、お振込みは日本円とし、振込手数料は出展社のご負担とさせていただきます。

2 出展料支払い関連スケジュール

9月19日(金)

先行出展申込

10月 1日(水)

JGGA会員企業出展申込／
第2会場BtoBコーナーJGGA会員企業出展申込

10月10日(金)

一般出展申込／第2会場BtoBコーナー一般出展申込

- 申込受付後、出展料金の30%にあたる内金の請求書を随時発行します。
請求書に記載の支払い期限までにお支払いください。
※ JGGA会員企業はご希望により一括でのご請求も可能です。(事務局へご連絡ください)
※ 目安として出展申込日から約2週間後となります
- 期限までにお支払いが無かった場合は、出展申込をキャンセルといたします。
※会社規定などにより支払い期限に支障のある場合は、ご連絡ください。
- 11月11日(火)以降にに残金(70%分)の請求書を発行します。
請求書に記載の支払い期限までにお支払いください。

11月10日(月)

正規出展申込期間終了

11月11日(火)

期間外出展申込①

- 正規出展申込期間(～11月10日(月))終了後、**11月11日(火)以降の出展申込が受理された場合は、出展コマ料金全額の支払いをもって、出展申込とさせていただきます。**
- 申込受付後、出展料金全額の請求書を随時発行します。
- 請求書記載の日時までに出展料をお支払いください。
※会社規定などにより支払い期限に支障のある場合は、ご連絡ください。

1月 5日(月)

期間外出展申込②

- 2026年1月5日(月)以降の出展申込の場合は、出展コマ料金に事務手数料30,000円を加算してご請求させていただき、全額の支払いをもって出展申込とさせていただきます。

3 キャンセル料金

- 正規申込期間内のキャンセルにつきましては内金(出展料の30%)をキャンセル料に充当させていただきます。
- 正規出展申込期間終了後、の出展社都合によるキャンセルには、出展コマ料金の全額を申し受けます。

出展契約に関する事項①

1 出展契約の成立

出展希望者がJGF公式サイトの出展申込フォームにて申込を確定し、主催者において30%の内金の支払いが確認できた時点をもって、出展の契約が成立したものとします。

専用システムの不調などにより他の出展申込を行う場合には、主催者が申込書に相当する情報を受領した時点をもって、契約が成立するものとします。

2 ブースの転貸などの禁止

出展社は、自社のブースを主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3 共同出展者の取扱い

2社以上の企業が共同で出展する場合、1社が代表して申し込みし、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4 ブース装飾および出展物の設置と撤去

出展社は、主催者の定めるスケジュールに沿って自社ブースの装飾及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。

所定の装飾・設置時間外に出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5 JGF2026の展示会場

販売促進・宣伝・営業活動はすべて自社ブースの中に限られるものとします。

出展社は、上記各活動のために自社ブース近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。

装飾物などいかなるものも、割り当てられたブースの使用範囲を越えてはならないものとします。

主催者はその音、使用方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は申込者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6 損害責任・管理責任・免責について

①主催者は、搬入から搬出までの全期間を通じ24時間体制にて警備員を会場に配置し、事故防止に万全を期していますが、万一、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負わないものとします。

※会場への搬入から、搬出までの期間、展示品に保険をお掛けすることをお勧めします。

※展示品などについては盗難防止策（鎖など）を施し簡単に持ち去ることができないよう、出展社ご自身で十分な注意をお払ください。

②出展社が会場において、来場者、他の出展社およびその他第三者に対し人身または物的損害を生じさせた場合には、当該出展社の責任とし、主催者は何ら責任を負わないものとします。

③出展社はブースの管理責任者を主催者に事前申請することとし、管理責任者は、会期の全期間について、自社ブースで行われる作業や運営に立ち合ってください。

出展契約に関する事項②

7 展示会の中止・中断・変更

- ①以下の場合により、主催者は展示会の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、中断、会期の短縮および会期日程や会場の変更をすることがあります。
- ・政府、行政、及び公的機関によるイベントの中止要請、中止命令などにより主催者が開催が著しく困難と判断した場合。
 - ・不可抗力の事由により開催ができなくなった場合、若しくは主催者が開催が著しく困難と判断した場合。
- ②前項の不可抗力の事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などの天災、感染症、テロその他、主催者の責めによらない事由を指します。
- ③申込者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展社に生じた不利益的な事態については責任を負わないものとします。
- ④開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、お支払いいただいた出展料および協賛料はそれまでにかかった合理的な経費を差し引きご返金いたします。
- ⑤開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については出展小間料金は返却しません。
- ⑥会期前、会期開始後に関わらず、お申し込み後であって、まだご入金いただけていない時点で中止、中断と判断した場合、中止、中断までにかかった経費に関して、あらためてご請求書を発行いたします。指定期日までに振込みください。

8 出展品についての保証条項

出展社は主催者に対し、展示会の出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

9 出展品についての出展社の義務

- ①出展社は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権等の知的財産権を侵害しているとの主張が発生した場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- ②団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である申込者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

出展契約に関する事項③

10 損害賠償

- ①出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、他社のブース、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。
- ②出展社は主催者に対し、以下㉠㉡の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
- ㉠出展社の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権等の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展社とともに被告とされた場合を含む）。
- ㉡㉠の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合。
- ③主催者は展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任は負わないものとします。

11 規定の遵守および安全対策への協力

出展社は、展示会場に適用される全ての防火・安全法規を遵守することに同意するものとします。

出展社は、主催者が定める一連の規定を遵守することに同意するものとします。

出展社は、主催者が講じる感染症を含む安全対策に協力するものとします。

出展社は、各種感染症、テロ、その他事故・災害などが発生した場合、主催者が関係当局の指導により実施する対処に協力するものとします。

なお、会場内などで不審物があった場合は速やかに運営事務局までご連絡をください。

12 規定の変更と追加

出展社は、この規定に定められていない事項、またはこの規定の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。

主催者は、出展社に通知の上、この規定を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

13 準拠法および合意管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とします。

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

14 規定の承認

出展を申し込まれた出展社およびその業務委託先企業は、本書「JGF2026 重要事項説明書」に記載されている全ての規定を承認したものといたします。

本書は、出展社と主催者との契約に関わる規定を記載しています。
ブース構造や使用規則等、出展に関わる詳細な情報については、
「JGF2026出展要項」に記載していますので、必ずご確認ください。